

上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬又は猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周囲に対する危害及び迷惑を防止し、動物の愛護及び管理について意識の高揚を図ることを目的として、犬又は猫の避妊及び去勢手術（以下「避妊去勢手術」という。）に係る経費に対し、上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象手術等)

第2条 補助金の交付の対象となる避妊去勢手術は、犬又は猫の妊娠を防ぐ目的で行う外科的手術とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する手術に要する費用及び当該手術に付随する入院費等とする。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 避妊去勢手術を受ける犬（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項に規定する登録及び補助金の交付申請を行う年度又はその前年度に同法第5条第2項に規定する狂犬病予防注射済票の交付を受けている犬に限る。）又は猫を市内で飼養している者

(3) 迷惑及び迷走防止対策等の適正な飼養管理ができる者

(4) 飼養管理状況についての検査及び照会等に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、市税等の納税義務を怠っている者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額の限度額は、別表のとおりとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき1会計年度当たり1回のみとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、避妊去勢手術を行う前に、上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 適正な飼養管理についての誓約書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額が増減する場合
- (2) 避妊去勢手術を受ける犬又は猫を変更する場合
- (3) 避妊去勢手術を中止する場合

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等を承認するときは上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付変更等承認通知書(様式第6号)により、変更等を承認しないときは上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付変更等不承認通知書(様式第7号)により、補助対象者にそれぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、第6条の規定による交付決定後に避妊去勢手術を行い、交付決定日から起算して30日以内又は申請年度の末日のいずれか早い日ま

でに、上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) 避妊去勢手術をした犬又は猫の顔及び全体写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、これを適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助対象者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して2週間以内に、上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第10号）により、市長に補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付請求を適当であると認める場合は、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反した場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この要綱による改正後の上天草市犬・猫の避妊去勢手術費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請のあった補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	性別	補助限度額
犬	雄	10,000 円
	雌	10,000 円
猫	雄	5,000 円
	雌	10,000 円